
TPPと中国の「一帯一路」構想

大橋 英夫

Ohashi Hideo

はじめに

環太平洋パートナーシップ (TPP) は、アジア太平洋地域の通商秩序にとどまらず、グローバルガバナンス全般にも影響を及ぼしうる新たな枠組みである。そのため TPP のあり方をめぐっては、その交渉過程において多種多様な利益の調整がなされ、メンバー以外の国々もその行方に対して多大な関心を寄せてきた。

2015年10月に懸案の TPP の大筋合意がなされると、オバマ米大統領は「われわれは中国のような国にグローバル経済のルールを書かせることはできない」と述べた⁽¹⁾。また同大統領は、2016年1月の「一般教書演説」でも、「TPP に関して言えば、われわれがこの地域のルールを定めるのであり、中国ではない」と言明している⁽²⁾。TPP の旗揚げに際して、その主導者である米大統領が、TPP のメンバーでもない中国の存在に繰り返し言及していることから明らかなように、TPP の「影の主役」は、実はアジア太平洋地域においてそのプレゼンスを急速に高めている中国なのではなかろうか。

それでは、その中国は TPP をどのように認識してきたのか。また、中国は TPP に対応しようとしているのか。そして、中国の対外戦略や自由貿易協定 (FTA) 戦略のなかで、TPP はどのように位置づけられているのか。本論では、このような疑問に対して初歩的な分析を加えることとする。

1 TPP に対する認識

(1) 警戒・批判的認識

もともと中国は、2005年6月に TPP の原加盟国4カ国 (シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド) が締結した P4 協定にはほとんど関心を示さなかった。ところが、2009年11月のオバマ大統領による米国の TPP への参加表明は、東アジア中心の対外戦略や FTA 戦略を展開させてきた中国にとって大きな衝撃となった。

当初、中国は米国主導の TPP に対して懸念を募らせた。一般に中国は、対外経済関係であっても、それを地政学的に捉えようとする傾向がある。そのような見方に基づいて、当初 TPP は「中国包囲網」の一環として認識された。たとえば、米国の TPP への参加は、第1に、米国のリバランス戦略の一環をなし、アジア太平洋地域における主導的地位の回復を狙った戦略である。第2は、オバマ政権の輸出拡大戦略、成長著しいアジア太平洋市場の開拓を目

的としているという見方である。第3に、中国の影響力の拡大に対する牽制、中国主導の東アジアFTA戦略の弱体化を狙ったものであるという⁽³⁾。また、より具体的には、米国企業がアジア太平洋地域の成長市場で利益を享受できるように、域内通商レジームのルール・メーカーとして米国の地位を確保することにあるとの指摘もみられた⁽⁴⁾。

同時に中国では、TPPに関して、次のような認識も共有されていた⁽⁵⁾。第1に、TPPはきわめて高水準の自由化を求めているために、中国としてはなかなか受け入れ難い枠組みである。第2に、TPPの交渉分野は広範囲に及び、かつ交渉参加国は異なる発展段階にあることから、交渉の長期化は必至である。第3に、一部の東アジア諸国がTPP交渉に参加しているのは、中国依存度を軽減する一種のリスク分散的な手段である。

いずれにせよ、TPPは中国が追求している東アジアの経済統合に衝撃と混乱をもたらした。東アジアにはTPP交渉参加国と非参加国が併存するために、TPPは東アジアの既存の経済統合の枠組みを分断することになった。またTPPの登場により、経済統合に向けてのこれまでの努力や資源が分散されることとなり、東アジアの経済統合はさらに先送りされる結果となった。しかもTPPが高水準の自由化を求めている以上、既存の東アジアの経済統合も水準を引き上げていかざるをえず、経済統合の実現はさらに困難となった⁽⁶⁾。

(2) TPPへの接近

2013年5月に来日したサンチェス米商務次官は、「先行の加盟国と同じ高水準の自由化の義務を負う」との条件付きながら、中国のTPP参加を歓迎すると表明した⁽⁷⁾。これに対して、中国商務部の沈丹陽報道官は「中国側は自由貿易地域の建設に際して、各当事者が開放、寛容、透明性の原則を掲げ、とくに発展水準の異なる経済に対しては、柔軟性を体現し、各経済が一体化過程でさらに多くの選択肢を有することが必要である」と主張したうえで、「中国側は一貫してTPP交渉の進展状況を重視し見守っており、また常に国内各部門や産業界からTPPに関する見方を聴取している。われわれは真摯な研究を基礎として、平等互惠の原則に基づき、TPP加入の利害と可能性を分析しており、TPPメンバーと情報・資料の相互交流・協議を希望している」⁽⁸⁾と述べて注目された。

中国のTPPに対する姿勢に微妙な変化が生じた要因としては、第1に、TPP交渉のペースが加速化したこと、第2に、2013年3月に安倍晋三首相が日本のTPP交渉への参加を表明したこと、第3に、2013年6月のオバマ大統領と習近平中国国家主席の米中首脳会談を契機として、中国の対米アプローチに変化がみられるようになったことが指摘できよう。

これに伴い、中国のTPP認識にも微妙な変化がみられるようになった。第1に、日米両国を含むTPPを想定すれば、当然のことながら、TPP不参加による不利益も増大するために、中国がTPP認識を修正した可能性は少なくない。第2に、しかし世界第2位の経済大国・中国が含まれないとすれば、TPPの魅力は大幅に低下する。ここから、米国の関心は中国の排除ではなく、中国市場の開放にあると中国側が認識を修正した可能性もある。そして何よりも、中国のTPP接近は「中国包囲網」の一角を打破することを意味する。第3に、中国は上記の米中首脳会談で提起した「新型大国関係」にTPPを位置づけようとしている。米国主導のTPPを是認することは、アジアにおける米国の既得権益と中国の「核心利益」との相互尊重

に繋がる可能性が期待できる。また現行の国際通商レジームでは、欧州連合（EU）や北米自由貿易協定（NAFTA）など、先行する関税同盟やFTAで運営された実績のある地域ルールが、グローバル・ルールとして採用されることが多い。中国のTPP参加は、国際通商レジームのルール策定に米国とともに関与することを意味する。

2016年2月のTPP調印に際して、中国の高虎城商務部長は、2015年10月のTPP大筋合意時と同様に、「TPPの内容は広範にわたり、現在中国側はその研究・評価を進めている」と述べ、「中国は中国共産党第18期3中全会〔中央委員会第3回全体会議〕で確定した『グローバルな高水準のFTAネットワークの形成』の要求に基づき、高度に透明で、開放・包括的な自由貿易に積極的に参加・推進しており、アジア太平洋地域の各種自由貿易措置が相互に促進され、ともに同地域の貿易・投資と経済発展に貢献することを希望する」との談話を発表している⁽⁹⁾。この談話からも明らかなように、中国にとってTPPは迅速に対応すべき問題領域ではないのかもしれないが、常々留意せざるをえない検討対象であることに間違いなからう。

2 TPPと米中投資協定

2013年5月の米中戦略経済対話（S&ED）では、2008年に合意されながら、その後の経済危機で棚上げされていた米中二国間投資協定（BIT）交渉をさらに前進させるとの合意がなされた⁽¹⁰⁾。ここで求められているのが、「高水準」のBITであり、具体的には「投資前の内国民待遇」（Pre-establishment National Treatment）と「ネガティブリスト方式」が原則とされており、これはTPPの基本方針と相通じるものがある。2014年1月のダボス会議で米通商代表部（USTR）のフロマン代表は、中国のTPP参加には、米中BIT交渉がまず進展する必要があると言明しており⁽¹¹⁾、当面は米中BIT交渉が中国のTPP参加の可能性を規定しているものと考えられる。

そこでTPPと米中BITの重要条項を比較検討してみよう。第1表（次ページ参照）は、秘密交渉中であったTPP条文を貿易関連の非政府組織（NGO）がリークしたテキストと、USTRがモデルとして公表しているBITのテキストとを比較したものである。いずれも実際のTPPとBITのオリジナル・テキストを比較しているわけではないが、大きな流れとして両者の間にはかなりの類似性がみられる。もっとも、この分析はTPP参加を想定した台湾の研究機関が行なったものであるが、同様の議論は中国の学界でもみられることから⁽¹²⁾、中国でもTPP参加の検討が幅広くなされていたことがうかがえる。実際に、BITで掲げられた「実験」は、2013年9月に設立された中国（上海）自由貿易試験区において部分的かつ段階的に進められている⁽¹³⁾。

3 中国のFTA戦略

(1) 自由貿易の利益

世界貿易機関（WTO）加盟により、中国は自由貿易の多大なメリットを享受した。しかしWTOではドーハ・ラウンド（多角的貿易交渉）が決裂状態にあり⁽¹⁴⁾、折から中国製品に対してアンチダンピング課税や相殺関税が多用されるなか⁽¹⁵⁾、中国はFTAに対する関心を高めて

第1表 TPPリーク条文と米国2012年BITモデルの重要条項の比較

(1) TPPリーク条文	(2) 米国2012年BITモデル	比較結果
第4条：内国民待遇	第3条：内国民待遇	類似
第5条：最恵国待遇	第4条：最恵国待遇	類似
第6条：最低待遇標準	第5条：最低待遇標準	類似
第6-1条：武装衝突・国内動乱待遇		(2)には「武装衝突・国内動乱待遇」条項はないが、実質的な内容は「最低待遇標準」に含まれる。
第7条：実績要求	第8条：実績要求	類似：(1)の規定はより詳細。
第8条：高級管理・取締役会	第9条：高級管理・取締役会	類似
第9条：不適合措置	第14条：不適合措置	類似
第11条：外貨移転	第7条：外貨移転	類似
第12条：収用・補償	第6条：収用・補償	類似
第12-1条：代位権	×	(2)には規定なし。
第13条：特別手続き・情報要求	第15条：特別手続き・情報要求	類似
第14条：利益否定	第17条：利益否定	類似
第15条：健康安全・環境保護措置	第12条：投資・環境	(1)は(2)と比べて、やや簡略化。
第16条：企業の社会的責任	第13条：投資・労働	(1)は締結国に企業の社会責任の基準を入れることを要求している。(2)は「投資・労働」を明記し、内容も詳細であるが、(1)の基本精神と類似している。
×	第11条：透明性 第16条：非特定 第10条：投資法規・決定の開示 第18条：基本的安全 第19条：情報開示 第20条：金融サービス 第21条：租税	(1)にはこれらの規定がない。
セクションB：投資家と締結国の投資紛争解決条項	セクションB：投資家と締結国の投資紛争解決条項	(1)と(2)の一部細則に差異がある。
×	セクションC：締結国双方の紛争解決条項	(1)にはセクションCの規定はない。

(注) 1. 「類似」とは、一部の用語に若干の相違があるが、条文の実質的な内容がほぼ同様であることを意味する。
 2. 「TPPリーク条文」〈<http://www.citizenstrade.org/ctc/blog/2012/06/13/newly-leaked-tpp-investment-chapter-contains-special-rights-for-corporations>〉.
 3. 「米国2012年BITモデル」〈<http://www.ustr.gov/sites/default/files/BIT%20text%20for%20ACIEP%20Meeting.pdf>〉.
 (出所) 陳孟君「『創造条件、參與TPP』系列專題(四) 跨太平洋夥伴協定(TPP) 投資議題之解析」、中華經濟研究院台灣WTO中心『WTO電子報』第335期、2012年10月19日。

いった。

1990年代末まで、中国を含む東アジアは、東南アジア諸国連合(ASEAN)自由貿易協定(AFTA)を唯一の例外として、FTAの空白地帯であった。その東アジアにおいて、FTAが一躍注目されるようになった背景としては、多角主義の担い手であるWTOの機能不全に加えて、この地域を包摂する生産ネットワークの形成が挙げられる。近年の東アジアの工業化では、IT機器に代表されるモジュラー型製品が重要な役割を果たしており、その普及は世界の製造業の産業立地を一変させた⁽¹⁶⁾。部品・パーツが標準化され、インターフェースがきわめて単純化されたモジュラー型製品は、必ずしも同一地点での一貫生産の必要性はなく、生産

工程を分割して、各工程に最もふさわしい場所での生産（fragmentation）が可能となる。生産工程に適合した産業集積が東アジア各地に形成され、しかも通信・物流革命により、これら生産拠点間を結ぶサービス・リンク・コストは最小化された。こうして東アジアでは、工程間分業に基づく生産ネットワークが形成された⁽¹⁷⁾。そして中国は、この生産ネットワークの最終組み立て・加工地として位置づけられている。したがって、FTAの前提となるモノ・ヒト・カネのシームレスな動きは、中国経済にとっても死活的に重要な意味をもっている。

(2) 外交的考慮の優先

もとより中国のFTA戦略は、このように純粋に経済的な要因だけに立脚しているわけではなく、より包括的な外交戦略を前提としている。中国の発効済み、あるいは交渉・共同研究中のFTAは、おおよそ次のように分類することができる。①香港、マカオとの経済貿易緊密化協定（CEPA）や台湾との経済協力枠組み協定（ECFA）は「兩岸四地」の統一戦略、②ASEAN、日中韓、パキスタンなどの近隣諸国とは「中国脅威論」の払拭や相互信頼関係の構築、③湾岸協力会議（GCC）諸国、ラテンアメリカ、南部アフリカ関税同盟（SACU）諸国、上海協力機構（SCO）、オーストラリアとは資源外交、④アイスランドやスイスとはEU市場への参入、を主たる目的としていると言えよう。

中国最初のFTAは、2002年11月にASEANとの間で締結されたFTA（ACFTA）枠組み協定である。この時期に中国がACFTAに着手した狙いとしては、次の点が指摘できよう⁽¹⁸⁾。第1は、近隣諸国との相互信頼関係の醸成である。「中国脅威論」が高まるなか、中国は同時期に「南シナ海行動宣言」に調印し、またASEAN市場における中国製品の浸透や外資がASEANに向かわず中国に集中するなど、経済的な「脅威」に対しては、アジア通貨危機の時期を通して人民元を切り下げないことを宣言し、近隣諸国との信頼関係の醸成に努めた。第2は、地域協力への積極的関与である。通貨危機のように、伝統的な二国間関係で対応できない問題が増加するに伴い、中国はマルチの地域協力に積極的に参加するようになった。もちろん、その背景には台湾の「南向政策」を牽制する狙いもあった。第3は、輸出・投資市場の多角化である。欧米諸国の保護主義、貿易摩擦に直面する中国にとって、成長著しいASEAN市場は市場多角化の格好の標的となった。第4は、国内地域開発への取り組みである。地域格差の是正という観点から、中国は西部大開発を大メコン流域国（GMS）会議とリンクさせる方針を採った。この方針は、その後、広西チワン族自治区南寧市で毎年開催されている中国ASEAN博覧会に継承されている。第5に、ポストWTO期の中国では、経済改革と市場経済化の勢いを持続させるための「外圧」としての役割がFTAに期待された。

このような目的・優先順位に基づき、中国のFTA戦略は展開されてきた。

(3) 漸進主義的な自由化

中国を含む発展途上国のFTAでは、関税貿易一般協定（GATT）24条の各条項、つまり、①域内における関税その他の貿易障壁は実質的にすべて廃止すること、②域外諸国に対する関税その他の貿易障壁は設立以前より増大してはならないこと、③合理的な期間内に合理的なスケジュールに従って設立すること、これら3点を厳格に適用することが猶予されている⁽¹⁹⁾。そのため、AFTAなどと同様に、特定産品・産業の例外化、特別スケジュールの作成、また

恣意的な原産地規則の設定など、かなり緩やかなFTAが形成される傾向がある。

換言すると、中国のFTAは、基本的にWTOを上回る自由化＝「WTOプラス」（市場アクセス、金融サービス、電気通信、政府調達、知的財産など）、あるいはWTOにない新ルール＝「WTOエクストラ」（貿易円滑化、投資、ビジネス関係者の一時的入国、電子商取引、競争政策、国有企業、労働、環境、規制の整合性、透明性・腐敗防止など）を目指すものではなく、その経済改革のアプローチと同様に、漸進主義に特徴づけられる。

また中国のFTAは、ACFTAに典型的にみられるように、まず大枠を定めた枠組み協定を締結して、その後、段階的により高度なFTAを目指す積み上げ型に特徴づけられる。これとは対照的に、たとえば、日本のFTA交渉では、仔細にわたる包括的な協議を繰り返し、一括して合意を取り付けるアプローチが採られている。中国のFTA戦略は、それぞれの「国情」にあわせて、発展途上国として例外事項を「特権」的に行使し、弾力的に交渉を進めていくという意味でも漸進主義的である。もちろん、中国がこのように相対的に低い自由化率や例外品目を設定しながら、FTA交渉を優位に進めていけるのは、やはり巨大な国内市場を擁しているからにほかならない。

中国固有のFTAアプローチに基づくと、中国のFTA戦略ではACFTAを中心に据えた東アジアのFTAが優先事項となる。具体的には、中国が2004年に提唱したASEANと日中韓のASEAN+3、また日本が2006年に提案したASEAN+3にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えたASEAN+6、つまり、2012年11月の東アジア首脳会議（EAS）で合意された東アジア地域包括的経済連携（RCEP）である。同時に、中国は最大の経済効果が見込める日中韓のFTA（CJKFTA）にも大きな期待を寄せている。もっともCJKFTA交渉は2013年3月に開始されたが、その後の日中・日韓関係の悪化により、その行方は楽観視できる状況にはない⁽²⁰⁾。

4 中国のFTA戦略からみたTPP評価

(1) 限定的な経済的インパクト

短期的には、中国経済に及ぼすTPPの影響は限定的である⁽²¹⁾。もちろん、TPPに関する各種シミュレーション結果をみても明らかなように、中国を含むTPPの非メンバーに貿易転換効果が生じることは不可避である⁽²²⁾。中国の輸出の35%はTPPメンバー向けであり、しかも大幅な黒字を抱えていることから、貿易転換に直面する可能性は高い。直接投資の受け入れでも、後発国・地域との誘致競争は激化しており、とくに労働集約型製品の投資でも転換効果を被る可能性は高い⁽²³⁾。しかし貿易・投資転換が生じる産業分野の多くは、すでに中国では産業調整の対象となっている。またTPPの貿易の半分はメンバー間で行なわれているために、貿易転換効果の影響はかなり限定的であり、非メンバーの国内総生産（GDP）損失は2030年までに0.1%程度のきわめて軽微な水準にとどまるとの見方もある⁽²⁴⁾。

たしかに、中国のTPP参加は、中国と米国消費市場との経済連携を深化させ、米中間の外交・安全保障上の競争・衝突を回避する方向に機能するかもしれない。ただ中国はすでにTPPメンバーの多くとFTAを結んでおり、東アジアの生産ネットワークの強化という観点か

らすれば、TPP参加の利益はASEAN+3に及びそうにない。また中国が重視するCJKFTAは、ACFTAの昇級版として、中国のFTAの高度化にも繋がる可能性がある。しかもASEAN+3やCJKFTAは、何よりも東アジアの地域協力における中国の地位上昇・役割拡大に有利に働く可能性が高い。

(2) 高水準の自由化

世界の主要なFTAと比較しても、第2表のとおり、TPPの自由化はきわめて高い水準にある。貿易・投資の自由化・円滑化に関して、TPPが求める高水準の要求は、中国の経済改革への圧力となり、長期的には国際通商レジームの新ルールを先取りできる可能性もある。しかし現状では、TPPの新たな規定は、中国経済・企業にとって多大なコスト負担を求めるものである。たとえば、知財権条項は、中国企業による先進技術の導入コストを高め、後発国としての模倣型イノベーションを通じたキャッチアップにはきわめて不利に働く。また厳格な労働・環境条項の適用は、先進国から途上国に対する貿易救済・制裁措置の契機にもなり

第2表 各種FTAにおける財貨貿易を超える包括範囲

FTA 包括範囲	TPP (2015)	P4 (2005)	日本・ オーストラリア (2014)	米国・ シンガポール (2004)	米韓 (2012)	NAFTA (1994)
関税・円滑化	○	○	○	○	○	○
衛生・植物防疫措置	○	○	○	×	○	○
貿易に対する技術障壁	○	○	○	○	○	○
貿易救済措置	○	○	○	○	○	×
投資	○	×	○	○	○	○
サービス	○	○	○	○	○	○
金融サービス	○	×	○	○	○	○
ビジネスパーソンの一時的入国	○	○	○	○	○	○
電気通信	○	×	○	○	○	○
電子商取引	○	×	○	○	○	×
政府調達	○	○	○	○	○	○
競争政策	○	○	○	○	○	○
知的財産権	○	○	○	○	○	○
労働	○	×	×	○	○	×
環境	○	×	×	○	○	×
キャパシティビルディング支援	○	○	○	×	×	×
競争力・ビジネス円滑化	○	×	×	×	×	×
開発	○	×	×	×	×	×
中小企業	○	×	×	×	×	×
規制の内外調和	○	×	×	×	×	×
透明性・反腐敗	○	○	○	○	○	○
紛争解決	○	○	○	○	○	○

(出所) Asian Development Bank, *Asian Economic Integration Report 2015: How can Special Economic Zones Catalyze Economic Development?*, December 2015, p. 45.

かねない。政府調達条項は、すべての企業に無差別原則が適用されるために、国内重点産業を育成する手段として政府調達の機会が活用できなくなり、戦略的新興産業などに影響する可能性が高い。さらに国有企業条項では、国有企業に対する優遇措置が撤廃されるために、これまで中国の国有企業が享受してきた多大な利益の喪失が想定される。

しかも TPP は、今後、国際通商レジームの新たなルールとなりうる可能性が高い。とりわけ上述したような TPP の新たな規定に関しては、グローバルガバナンスのルール・メーカーとして、米国がきわめて有利な立場をとることが予想される。

(3) 「対中包囲網」の認識

中国側からみると、TPP はアジア太平洋の経済統合のあり方を複雑化し、長期的には米国のリバランス戦略を強化して、中国の行動を牽制するものとなる。過去十数年間、中国は東アジアの地域協力を積極的に参加し、実質的な成果を得てきたが、米国のアジア回帰は東アジアにおける中国の地位・役割に影響を及ぼす。なかでも米国と東アジア諸国の同盟関係はさらに強化され、中国周辺の地政学的な環境を一変させる可能性がある。それは中国が長期にわたって追求してきた平和な発展環境にとっても脅威となる。具体的には、TPP と米国のアジア回帰がなければ、日中関係や CJKFTA の動きはここまで混迷を深めることはなかった。また TPP と南シナ海情勢により、中国と ASEAN の関係も複雑化する可能性が高い。いずれにせよ、TPP や南シナ海情勢などの懸案事項が尖鋭化すると、中国の周辺外交はますます大きな外交・安全保障圧力に直面することになる。

とはいえ、短期的には TPP 不参加の影響は限定的であり、ASEAN + 3 から得られる利益にも及びそうにない。しかし長期的には、国際通商レジームのルールが TPP 中心に変化していくことが予想される。東アジアにおける中国の影響力という観点から言えば、TPP はやはり中国外交にとってプラスの要因にはなりえない⁽²⁵⁾。恐らくこのような見方が、中国で広く共有されている TPP 認識であろう。

5 「一帯一路」構想の提起

TPP 交渉が進展するなか、2013 年秋、上述した中国の FTA 戦略と TPP 認識に合致するような対外構想が提起された。同年 9—10 月に習近平国家主席が訪問先のカザフスタンとインドネシアで発表した「シルクロード経済圏」と「21 世紀海上シルクロード」からなる「一帯一路」構想である⁽²⁶⁾。

「一帯一路」構想の基本文書によると⁽²⁷⁾、第 1 に、その基本原則は、①主権尊重、相互不可侵、内政不干渉、平和共存、平等互惠の維持、②開放的枠組みの維持、③協調関係の維持、④市場メカニズムの維持、⑤ウィン・ウィン関係の維持であり、外交文書としての色彩がかなり強い。第 2 に、東アジアと欧州の両経済圏を結ぶ構想として、両者の中間に位置する広大な内陸地帯が主たる対象となる。第 3 に、重点分野としては、①政策協調、②インフラ（交通、エネルギー、通信）整備、③貿易・投資協力（円滑化、障壁削減、投資環境改善、FTA）、④資金融通（通貨交換の拡大、アジア債券市場の育成、アジアインフラ投資銀行 [AIIB]、BRICS 銀行の推進、シルクロード基金の運営）、⑤人的交流が掲げられる。第 4 に、協力メカニズムと

して、SCO、ASEAN + 1（中国）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）から、GMS経済協力、中央アジア地域経済協力（CAREC）に至るまで、既存の多国間・地域枠組みが活用される。第5に、中国国内の各地域が「一帯一路」建設を推進するための態勢が示されている。

もちろん、「一帯一路」構想には、国外新規市場の開拓や対外投資の展開を通じた中国国内の過剰生産能力の整理・解消、人民元の国際化、周辺外交の強化などの基本的な狙いが込められている。しかし、「一帯一路」構想には、すでに進行中のさまざまな国内政策、多国間枠組み、既存プロジェクトが含まれており、同構想はグランドデザインというよりは、「寄せ集め」の印象は拭えない⁽²⁸⁾。ここでも、大筋の最終目標だけが設定され、その達成・実現に向けての方法論は、各部門・地方の現場のイニシアチブに任される中国特有の課題実現型アプローチが採られていることがうかがえる。

「一帯一路」構想は、その後、中共中央・国務院の「開放型経済新体制の構築に関する若干の意見」にも明記された⁽²⁹⁾。この「若干の意見」は、第13次5ヵ年計画の対外開放戦略の基本構想と言えるものであり、こうして「一帯一路」構想は第13次5ヵ年計画に組み込まれた⁽³⁰⁾。2016年3月の全国人民代表大会で採択された第13次5ヵ年計画の「要綱」では、第11篇「全方位開放新構造の構築」の冒頭において、「『一帯一路』建設の先導のもとに、対外開放の内容を豊かにし、対外開放の水準を高める」とされており、「一帯一路」構想は第13次5ヵ年計画における対外開放戦略のキー・コンセプトとして位置づけられた⁽³¹⁾。

おわりに

当面、中国は「一帯一路」構想を軸に経済外交、周辺外交を進めていくことになる。 「一帯一路」構想は、TPPと比べると、まず中国の外交、安全保障、地政学的な考慮に合致する。また漸進的な貿易・投資の自由化・円滑化も、中国の「国情」に適ったものである。「一帯一路」構想に関係する国・地域のなかでは、中国の自由化水準は必ずしも低水準とは言えない。しかも「一帯一路」構想で示された自由化は、「市場に決定的な役割を果たさせる」とした中国共産党中央委員会第3回全体会議（18期3中全会）で採択された「改革の全面的深化に関する決定」が示す方向性にも一致する。さらにグローバルガバナンスの観点からすれば、「一帯一路」構想は、人民元の国際化を含めて、少なくとも中国が主導するリージョナルな通商・金融レジームのルール形成にも寄与しうる。

ここから「一帯一路」構想は、TPP対抗策、あるいは米国主導の国際秩序に対する中国の新たな挑戦という見方もできよう。しかし李克強中国首相が繰り返し強調しているように、中国のTPPに対する態度は一貫して「開放的」である⁽³²⁾。少なくとも米中間で交渉進展が合意された米中BIT交渉が動き出せば、中国のTPPへのハードルはさらに低くなる。そのときには高水準の自由化に向けての取り組みも本格化し、国内改革も加速化することになる。

実際に、2015年末に採択された中国のFTAに関する基本文書では、高水準のFTA建設の加速化が提起されている。ここでは、FTAの重点地区が「一帯一路」構想に関係する国々であることが明記されてはいるものの、やはり財貨貿易の開放水準の上昇、サービス業の対外開

放の拡大、投資認可の緩和、ルール交渉の推進（知財権、環境保護、電子商取引、競争政策、政府調達）、貿易円滑化水準の上昇、規制協力の推進（技術性貿易障壁、衛生、検疫）、ヒトの移動の推進など、高水準の自由化・円滑化措置が強調されている⁽³³⁾。

このようにTPPに対する中国の対応は、「一帯一路」建設に邁進しつつも、国内改革にも寄与しうる高水準の自由化との「両睨み」の姿勢に特徴づけられよう。単純な二分法の座標軸に基づくと、外交が内政の延長線である限り、TPP、あるいは「一帯一路」構想への傾斜の程度から、中国の国内改革の方向性も占えるのではなかろうか。

- (1) “Statement by the President on the Trans-Pacific Partnership” <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/10/05/statement-president-trans-pacificpartnership>>, the White House, October 5, 2015.
- (2) “Remarks of President Barack Obama — State of Union Address As Delivered” <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/01/12/remarks-president-barack-obama%E2%80%93prepared-delivery-state-union-address>>, the White House, January 13, 2016.
- (3) 杜蘭「美国力推跨太平洋伙伴关系战略分析」『国際問題研究』2011年1期、45-51ページ。
- (4) 魏磊・張漢林「美国主导跨太平洋伙伴关系协议谈判的意图及中国对策」『国際貿易』2010年9期、54-58ページ。
- (5) 張幼分・徐明棋編『開放昇級的國際環境——國際格局变化与全球化新趨勢』、上海社会科学院出版社、2013年、第6章などを参照。
- (6) 趙進軍編『中国經濟外交年度報告』、北京：經濟科学出版社、2013年、32ページ。
- (7) 『日本經濟新聞』2013年5月17日。
- (8) 商務部新聞弁公室「商務部新聞發言人沈丹陽就若干經貿熱点問題接受媒体聯合採訪」<<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ag/201305/20130500146218.shtml>>、2013年5月30日。
- (9) 商務部新聞弁公室「商務部國際司負責人就《跨太平洋伙伴关系協定》正式簽署表態」<<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201602/20160201251518.shtml>>、2016年2月4日。
- (10) U.S. Department of the Treasury, “Joint U.S.-China Economic Track Fact Sheet of the Fifth Meeting of the U.S.-China Strategic and Economic Dialogue” <<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl2010.aspx>>, July 12, 2013.
- (11) Reuters, January 23, 2014 <<http://uk.reuters.com/article/2014/01/23/us-usa-china-trade-idUSBREA0M1LV20140123>>.
- (12) 朱文暉・王玉清「中美双边投資協定談判与 TPP 对中国進一步開放的影響」、樊綱・馬蔚華編『中国新一輪對外開放』、中国經濟出版社、2015年、55-56ページ。
- (13) 詳しくは、China (Shanghai) Pilot Free Trade Zone and the Future of Asia, IDE-JETRO and Shanghai Academy of Social Sciences (SASS), March 2015；『自由貿易試驗区』、日中投資促進機構、2015年7月、などを参照。
- (14) たとえば、WTO加盟国の増加、交渉分野の飛躍的な拡大は、コンセンサス方式を基本とするWTOの意思決定に多大な困難をもたらしている。大橋英夫「中国の經濟外交——WTOドーハ・ラウンドの事例」『中国外交の問題領域別分析研究会』、日本国際問題研究所、2011年、31-34ページなどを参照。
- (15) 詳しくは、大橋英夫「対外的脆弱性の克服：摩擦と協調」、朱炎編『中国經濟の成長持続性』、勁草書房、2011年、145-167ページを参照。
- (16) モジュラー型製品の台頭を可能にした製品アーキテクチャーの革命的な変化については、藤本隆宏『日本のもの造り哲学』、日本經濟新聞社、2004年を参照。
- (17) このような観点からの東アジアの国際分業については、Mitsuyo Ando and Fukunari Kimura, “The

Spatial Pattern of Production and Distribution Networks in East Asia,” in Prema-chandra Athukorala ed., *The Rise of Asia: Trade and Investment in Global Perspective*, London and New York: Routledge, 2010, pp. 61–88などを参照。

- (18) 大橋英夫「東アジア経済の再編における日中の役割」『東亜』427号、2003年、32–41ページ。
- (19) 発展途上国の地域貿易協定 (RTA) といわゆる「授権条項」については、津久井茂充『ガットの全貌』、日本関税協会、1993年、21、184–186ページを参照。
- (20) ただし、中韓FTAは2015年末に発効した。
- (21) 「TPPと一帯一路の関係は 李向陽・中国社会科学院博士」『朝日新聞』2015年11月11日。
- (22) 本件に関する継続的な研究としては、Peter A. Petri and Michael G. Plummer, “The Economic Effects of the Trans-Pacific Partnership: New Estimates,” *Working Paper Series*, WP 16-2, Peterson Institute for International Economics, January 2016を、また中国側の研究として、張燕生「対“跨太平洋戦略経済伙伴関係協定”(TPP)的幾個判断」『研討実録』(上海發展基金会)2012年29期などを参照。
- (23) Asian Development Bank, *Asian Economic Integration Report 2015: How can Special Economic Zones Catalyze Economic Development?*, December 2015, p. 51.
- (24) World Bank, *Global Economic Prospects*, January 2016, p. 227.
- (25) 呉潤生・曲鳳杰「跨太平洋伴侶伙伴関係協定 (TPP): 趨勢、影響及戰略对策」『國際經濟評論』2014年1期、65–74ページを参照。
- (26) 詳しくは、渡辺紫乃「中国のシルクロード経済圏構想の実態と背景」『東亜』573号、2015年、30–38ページ、伊藤亜聖「中国『一帯一路』の構想と実態——グランドデザインか寄せ集めか?」『東亜』579号、2015年、30–40ページなどを参照。
- (27) 國家發展改革委員會・外交部・商務部「推動共建絲綢之路經濟帶和21世紀海上絲綢之路的愿景与行動」〈http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html〉、2015年3月28日。
- (28) 前掲、伊藤亜聖「中国『一帯一路』の構想と実態」、31ページ。
- (29) 中共中央・國務院「關於構建開放型經濟新体制的若干意見」〈http://news.xinhuanet.com/politics/2015-09/17/c_1116598050.htm〉、2015年5月5日(新華社電発表は2015年9月17日)。
- (30) 中共中央「關於制定國民經濟和社会發展第十三個五年規画的建議」〈http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-11/03/c_1117027676.htm〉、2015年11月3日。
- (31) 「中華人民共和國國民經濟和社会發展第十三個五年規画綱要」〈<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n1146392/c4676365/content.html>〉、2016年3月17日。
- (32) 「李克強在第十八次東盟与中日韓(10+3)領導人會議上的講話」『新華網』2015年11月22日。
- (33) 國務院「關於加快實施自由貿易区戰略的若干意見」〈http://www.gov.cn/zhengce/content/201512/17/content_10424.htm〉、2015年12月17日。